

# 議案第 28 号

## 栗山町墓地条例の一部を改正する条例

栗山町墓地条例（昭和 42 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「掲げる管理手数料」を「定めるところにより算出した額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額と地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加算した額」に改め、同条第 2 項中「前項」を「町長は、前項」に、「毎年納付」を「分割納付」に改める。

別表第 2 中

20,600 円 毎年納付の場合年額 1,030 円
30,900 円 毎年納付の場合年額 1,540 円

を

20,000 円
30,000 円

に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の栗山町墓地条例第 13 条第 2 項の規定により毎年納付としている者の管理手数料は、次の表の左欄に掲げる墓所の使用面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額と地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加算した額とする。

区 分	管理手数料
6 平方メートル	年額 1,000 円
9 平方メートル	年額 1,500 円

栗山町墓地条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前				改正後			
(管理手数料) 第13条 清掃その他の維持管理に要する経費として、町長は使用者権者から別表第2に掲げる管理手数料				(管理手数料) 第13条 清掃その他の維持管理に要する経費として、町長は使用者権者から別表第2に定めるところにより算出した額に、消費税及び地方消費税の合計の額に相当する額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額と地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加算した額を使用許可の際に徴収する。			
_____を使用許可の際に徴収する。				_____を使用許可の際に徴収する。			
2 前項_____の管理手数料について毎年納付を希望する者があるときは、これを認めることができる。				2 町長は前項の管理手数料について分割納付を希望する者があるときは、これを認めることができる。			
別表第2（第12条、第13条関係）				別表第2（第12条、第13条関係）			
区別	区分	使用料	管理手数料	区別	区分	使用料	管理手数料
栗山町墓園	6平方メートル	昭和58年度以後造成墓所	20,600円	栗山町墓園	6平方メートル	昭和58年度以後造成墓所	20,000円
		その他の墓所 15,000円	毎年納付の場合年額1,030円			その他の墓所 15,000円	
	9平方メートル	平成16年度以後造成墓所	30,900円		9平方メートル	平成16年度以後造成墓所	30,000円
		昭和58年度以後造成墓所	1,540円			昭和58年度以後造成墓所	
		その他の墓所 27,000円				その他の墓所 27,000円	
その他の墓地	4平方メートル	400円		その他の墓地	4平方メートル	400円	

改正前				改正後			
	6 平方メー トル	600円			6 平方メー トル	600円	
	9 平方メー トル	900円			9 平方メー トル	900円	